

第13回一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会会議録

- 1 会議名 第13回一関地区広域行政組合一般廃棄物処理施設整備検討委員会
- 2 開催日時 令和2年12月21日（月）午後3時35分から午後5時30分まで
- 3 開催場所 一関市役所特別会議室
- 4 出席者
 - (1) 委員 佐藤善仁委員長、高橋邦夫副委員長、齋藤清壽副委員長、千葉敏紀委員、小野寺愛人委員、千葉多嘉男委員、鈴木淳委員（飯村昌弘職員課長 代理出席）、菅原幹成委員、村上秀昭委員、小野寺正行委員、菅原彰委員
 - (2) 事務局 小野寺啓事務局次長兼総務管理課長、吉田健総務管理課長補佐兼施設整備係長、中村謙介総務管理課主査
一般財団法人日本環境衛生センター4名（以下、日環センター）
- 5 議事
 - (1) 報告
 - ① 循環型社会形成推進地域計画について
 - ② 建設候補地の絞込みについて
 - (2) 協議
施設整備基本計画について
 - ア エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備計画
 - イ 最終処分場整備計画
- 6 公開、非公開の別 非公開
- 7 協議内容
 - (1) 報告
 - ① 循環型社会形成推進地域計画について
事務局 11月13日に「一関地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画（以下「地域計画」という。）」を策定し、同月18日に岩手県を通して環境省に提出した。

地域計画は、一般廃棄物処理施設整備の財源として国の交付金を受けるために必要なものであり、その内容は当委員会で検討してきた一般廃棄物の削減目標やそれぞれの施設の規模、一般廃棄物処理基本計画などの既存計画に掲載された廃棄物削減のための施策などをまとめたものとなっている。

委員 地域計画を一関市、平泉町及び当組合の3者で策定した理由と、策定の必

要性について説明してほしい。

事務局 当組合は、一関市と平泉町の事務のうち、一般廃棄物処理の事務を共同処理するために設置されており、これ以外の廃棄物の排出抑制やごみ集積所の設置などはそれぞれの市町の手務となっている。地域計画は、廃棄物の排出抑制から最終処分までの全体的な計画であることから、排出元であるそれぞれの市町と施設を整備する当組合で策定しなければならないとされている。

また、廃棄物処理施設整備の財源として、環境省の「循環型社会形成推進交付金」、「二酸化炭素排出抑制事業交付金」、「二酸化炭素排出抑制事業費等補助金」などがあり、これらの交付を受けるためには地域計画の策定が条件とされている。

委員 一関市で二酸化炭素排出抑制の取組を行う場合、この計画の中にその取組を追加することにより、一関市が交付金などの交付対象になるのか。

日環センター 地域計画は一関市と平泉町の全域を対象としているので、地域計画を変更する際に、一関市が予定する取組などを追加することにより、交付金などの交付対象となる。

② 建設候補地の絞込みについて

事務局 前回会議となる第12回施設整備検討委員会が10月16日に開催された後、11月に開催した住民説明会で出された意見を反映させた内容となっている。

変更点は、住民説明会において候補地の評価に当たり候補地周辺の住宅の状況について評価すべきとの意見があったことから、それぞれの施設の評価区分「環境に配慮した施設」の評価項目「周辺環境への影響」を細分化し、新処理施設では「自然環境への影響」と「生活環境への影響」とし、新最終処分場では「自然環境への影響」と「生活環境への影響」、「周辺農地への影響」とした。

なお、この変更による総合評価への影響はなかった。

(2) 協議

施設整備基本計画について

ア エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備計画

イ 最終処分場整備計画

事務局 それぞれの施設整備計画の構成は、各計画の概要のとおり予定している。

技術的な内容については、日環センターからの提案を受けて計画への掲載案を作成するが、下線を引いた項目については、当委員会で方向性を決める必要がある。日環センターで作成した内容を事務局案として提案するので、この内

容について協議をお願いする。

(資料1、2により説明)

委員 新処理施設と新最終処分場では計画の構成に違いがあるが、計画の構成に決まりはあるのか。

事務局 計画の構成や表記の揺れについては、これから調整していく。

委員 法規制値より厳しい自主基準値を定めることは、より安全につながるものなのか。住民へ説明する際の伝え方を含めてどうすべきなのか。

日環センター 法規制値は、これさえ守れば健康に影響がないと国が保証した数値であり、自主基準値は住民の安心感につなげるために法規制値よりも厳しい基準を独自に設けるものである。

自主基準値を厳しくすればするほど、設備費や使用する薬品などの維持管理費が増える。例えば、大気汚染防止については、ある施設だけを近隣の施設の基準値よりも厳しくしても意味はないので、そういうことも踏まえて検討することが必要である。

委員長 本日協議する項目は、施設整備や維持管理費などの経費に大きく影響することを理解した。

それぞれの項目を検討するに当たり、経費との関係性を示す資料は今後準備できるのか。

事務局 新最終処分場の漏水検知システムに関しては、単位面積当たりの単価があるので経費についての資料を作成できる。

自主基準値については、特定の設備を導入することによってどの項目がどれくらいの値になるというデータがあるので、目指すべき基準値を定めることにより採用する方式は整理できる。しかし、廃棄物処理施設の整備は、性能発注という特殊な発注方法となるため、特定の設備の金額を算出することは難しい。したがって、基準値と経費の関係を示す資料の作成は難しい。

委員長 基準値と経費の関係が示されない場合、我々を含めた住民は数字自体が意味することが分からないため、国の基準や他の施設、既存施設の数値との比較でしか判断することができない。

そういった見方から説明ができるのであれば支障はないが、数字の持つ性質上、その意味することに関わらずはっきりとでてしまう。

日環センター 住民説明会でも「説明されても数値の意味が分からない。」という意見があった。

住民の健康を守るという住民福祉の観点からは法規制値で十分である。しか

し、住民の不安に対応するための姿勢として、今ある技術を使い、達成できるものとして自主基準値がある。

こういう点をしっかりと説明し、理解を得なければ、住民からは自主基準値をより厳しくする意見が続き、その意見に流されると経費だけが掛かり増しする施設になってしまう。

科学的に健康に影響がないとされている法規制値で施設を管理することが費用対効果は高くなるが、大東清掃センターという全国的に見ても厳しい基準の施設がある。新しい施設で大東清掃センターよりも緩い基準を提案した場合、住民から理解を得ることは難しいと考えた。

委員 新最終処分場の事業方式は、検討する必要がないのか。

事務局 最終処分場の事業方式は、公設公営しかなく、協議する必要はない。

委員長 本日協議する項目は、いつまでに一定の方向を出す必要があるのか。

事務局 令和3年度は、候補地周辺住民の同意をいただいた上で生活環境影響調査を実施したい。そのためには、施設の配置案を作成する必要があり、施設の配置案は複数のプラントメーカーに条件を示して提案してもらい、これを基に検討する。本日協議をお願いしている項目は、その条件の一部となる。

委員長 協議を進めるためにも、今後の具体的な施設整備に係る各種手続きや発注業務、交付金などの財源、住民への説明、委員会で検討すべき内容などを全て盛り込んだスケジュール案を作成し、委員会に提出すること。

事務局 次回委員会までに準備する。

8 担当課 総務管理課